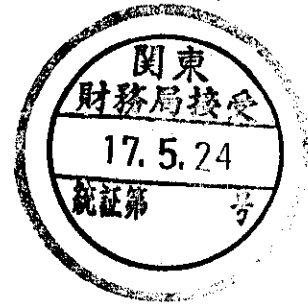


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書 No. 18

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】(3)

弁護士 花水

【住所又は本店所在地】(3)

東京都港区六本木一丁目1-1 泉ガーデンタワー

アUNDERソン・毛利・友常 法律事務所

【報告義務発生日】(4)

平成 17 年 5 月 18 日

【提出日】

平成 17 年 5 月 24 日

【提出者及び共同保有者の
総数(名)】

1名

【提出形態】(5)

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】(6)

発行会社の名称	株式会社サハダイヤモンド
会社コード	9898
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	〒110-0005 東京都台東区上野五丁目 23 番 14 号 御徒町 MF ビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	パシフィック・イクエーター・ホールディングス・リミテッド (Pacific Equator Holdings Limited)
住所又は本店所在地	モーリシャス共和国、ポート・ルイス、サー・ウィリアム・ニュートン・ストリート、ハッピー・ワールド・ハウス7階 (Happy World House, 7th Floor, Sir William Newton Street, Port Louis, Republic of Mauritius)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成11年9月15日
代表者氏名	ジム・フロント・リミテッド
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 花水 康
電話番号	03-6888-1000

(2)【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	16,000,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B 11,000,000	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 27,000,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 27,000,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 11,000,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月18日現在)	S 757,657,884
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	3.51%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.71%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況 (短期大量譲渡に該当する場合は)】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手先	単価
平成 17 年 3 月 22 日	普通株式	2,000,000	処分	*	
平成 17 年 3 月 23 日	普通株式	1,500,000	処分	*	
平成 17 年 3 月 24 日	普通株式	1,500,000	処分	*	
平成 17 年 3 月 25 日	普通株式	2,000,000	処分	*	
平成 17 年 3 月 28 日	普通株式	2,000,000	処分	*	
平成 17 年 3 月 29 日	普通株式	1,000,000	処分	*	
平成 17 年 3 月 30 日	普通株式	1,000,000	処分	*	
平成 17 年 4 月 1 日	普通株式	3,000,000	処分	*	
平成 17 年 4 月 4 日	普通株式	6,000,000	処分	*	
平成 17 年 5 月 17 日	新株予約権証券	35,000,000	処分	Preference Investment Limited (プリファレンス・インベストメント・リミテッド)	無償

*市場内における処分のため、相手先は把握できない。

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	128,000
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (T+U+V) (千円)	128,000

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

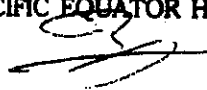
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Pacific Equator Holdings Limited., a corporation organized and existing under the laws of Republic of Mauritius with its principal office at Happy World House, 7th Floor, Sir William Newton Street, Port Louis, Republic of Mauritius (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Mr. Ko Hanamizu, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 20th day of January, 2005.

Pacific Equator Holdings Limited.
For and on behalf of
PACIFIC EQUATOR HOLDINGS LTD.



.....
Authorized Signatures

(訳文)

委任状

モーリシャス共和国の法に基づき設立され、モーリシャス共和国、ポート・ルイス、サー・ウィリアム・ニュートン・ストリート、ハッピー・ワールド・ハウス7階に住所を有するパシフィック・イクエーター・ホールディングス・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士仲谷栄一郎及び花水康氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005年1月20日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

パシフィック・イクエーター・ホールディングス・リミテッド

パシフィック・イクエーター・ホールディングス・リミテッドを代表して

（署名）

署名権限者